

取扱区分：「公開」

平成27年第12回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成27年12月8日(火) 午後15時30分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成27年第12回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成27年12月8日(火) 午後15時30分～16時40分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第41号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第43号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	8件
報告第60号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第61号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第62号	農地法第5条の規定による農地転用届受理の取消 について	1件
報告第63号	非農地証明について	12件
報告第64号	農地法第18条の規定による通知について	1件
報告第65号	農業生産法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番	江波一男君	第2番	田中榮作君
第3番	野村一男君	第4番	藤井孝君
第5番	笠井保雄君	第6番	松岡清治君
第7番	藤井澄子君	第8番	大田幹代君

第9番	歳光時正君	第10番	杉村洋治君
第11番	藤井允雄君	第12番	福田栄司君
第13番	山崎弘子君	第15番	村木実君
第16番	松田孝行君	第17番	山崎光夫君
第18番	水井規雅君	第19番	秋貞啓子君
第20番	白石純治君	第21番	有馬俊雅君
第22番	小林一雄君	第23番	高橋恵君
第24番	長谷川和美君	第25番	杉村龍男君
第26番	藤井和典君	第27番	梅田洋治君
第28番	椎木人志君	第29番	大江静人君
第30番	弘中壽君		
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

5 欠席委員

第14番 林定子君

6 関係人

農林課 主査 温品賢治

7 事務局職員

局長	茅原道夫	次長	山根卓彦
次長補佐	徳本純子	書記	桐山昌栄

事務局長

皆さん、こんにちは。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中31名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

本日の欠席は、第14番 林 定子 委員の1名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、●●●委員さんにつきましては、本日、●●中のため遅れるとの連絡を受けておりますのでご報告いたします。

次に、総会の開始前に、議案書の訂正を1件お願いいたします。

議案書の1ページの、「議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、その中の1番につきまして、記事の欄で、中段の「申請地の隣に居住する譲受人に譲り渡す」を「申請地に隣地を所有している譲受人に譲り渡す」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午後15時30分 ～ ）

議長

皆さん、こんにちは。それでは只今より、平成27年第12回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第1番、江波 一男委員さん、第20番、白石 純治委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第40号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第40号「農地法第3条の規

定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案8件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●●●に所在する農用地区域外農地の畑、1筆の601平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢で現在1人住まいで耕作できないため隣地所有者へ譲り渡すとされ、譲受人は、以前から農業に関心があり今まで叔父の農地の耕作を手伝っており、今回、自分の所有地に隣接している農地なので買受けて経営主になって農業をされるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

なお、農機具につきましては、必要に応じて購入、また、叔父所有の農機具の使用についても了承を得ているとのことでございます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、後程、審議していただきます議案第43号の「周南市農用地利用集積計画」において、別紙1の3ページの1番にありますように、2,661平方メートル、利用権を設定いたしますことから、それと合わせまして、取得後の農地は32アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、白菜、大根、ほうれん草等の野菜栽培及びブルーベリー、イチジク等を栽培されるとのことであり、

今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番

18番の●●です。議案第40号1番の案件について、去る11月29日に申請人両人と面談し確認した結果についてご報告いたします。

申請地は、●号線●●交差点を●●方面に200メートル進むと左方向への降り口がありますが、この降り口のすぐそばに位置します。地目、現況とも畑でよく管理されています。譲渡人は一人暮らしで、これまで申請地の約半分に野菜を植え、残りは月1回知人に草刈りをお願いしてきましたが、年齢で後継者もないことから手離すことにしました。一方、譲受人は、申請地が親名義の土地の隣接地であることからこれを譲り受け、白菜、大根、ほうれん草等の野菜やブルーベリー、イチジク等の果樹を栽培することにしました。ただし、譲受人はこれまで農地を所有しておらず、新規就農者として30アール以上の農地を経営する必要があることから、●●の叔父の土地の26.61アールを借り受け利用権設定することによって30アール以上の規定をクリアすることにしました。なお、利用権設定については、この後の議案第43号の別紙、「農用地利用集積計画」の3ページに記載されております。譲受人は●●職員ですが、これにより、これまでの準会員から正会員に変われることに喜び、農業経営に意欲を燃やしておられます。農業経験については、これまでも家族と共に●●の叔父の土地に度々手伝いに出かけしており、水稻や野菜栽培の経験は十分あるとのことでした。

農機具については、管理機、草刈り機等の畑作に必要なものは自分で所有しており、トラクター、田植機、コンバイン等の水稻に必要なものは叔父から借りることを了解済みとのことでした。特に問題になることはないと思われ

ます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第23番

譲渡人の耕作面積はいくらありますか。

第18番

現在のところ、この601平方メートルの土地のみ所有されています。

議長

他にございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第11番

農地利用集積計画の設定面積を加えて30アールの要件を満たしていると思いますが、利用権設定期間が3年3ヶ月となっていますが、その程度の期間でどうかと思います。本気で農業をやるのであれば、3年以上、私は6年とか10年くらいの期間で設定できると思うけど、3年程度では少し気になるがどうなのですか。

議長

基本的には、利用権設定は最低3年以上となっていますが、今回、3年3ヶ月なので別に問題ない。継続することもできますのでよいと思います。

他にございませんか。

(なしの声あり)

議長

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●●●に所在する農用地区域内農地の田、2筆の2,250平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は多くの耕作地を所有している中で、遠方のため通作に苦勞しており、以前から小作してもらっていた申請地を小作者に譲り渡すとされ、譲受人は、以前から耕作している農地で、自宅の隣地なので購入し、今後も農業を継続したいため今回、譲り受けられるものでございます。

なお、後程審議していただきます報告第64号「農地法第18条の規定による通知について」において、合意による解約が行なわれております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前より小作管理しており、耕作要件、トラクター、コンバイン等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は58アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、現在も大部分の農地においては、水稻を耕作、一部畑として、栗、イチジク等果樹を栽培して、今後とも継続されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番

17番●●です。第2番について、去る11月30日、譲渡人と譲受人とで現地調査をしましたので、その結果をご報告いたします。申請地は譲受人が今まで譲渡人から借りて耕作をされていたもので申請地の地番が、2134番については、何も植えてありませんが草を刈って管理をされており、また、2135-1につきましては、今年も水稻の作付けがされていたところでございます。今回、申請地が譲受人の自宅のすぐ前で、距離にして20メートルの所にあり、耕作に便利なことから引き続き耕作をしたいとのことで、一方、譲渡人は、高齢で申請地まで遠距離にあり通作が困難なことから双方の話がまとまり譲受人に譲り渡しをされるものでございます。譲受人は、会社勤めをしながら引き続き水稻の作付け等をされるとのことで何の問題もないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の1,371平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、以前から申請地を処分したかったところ隣接者からの申し出により譲り渡すとされ、譲受人は、農地の所有者から処分の意向が示され、申請地が自分の農地の隣接地であることから、今回譲り受けられ経営規模の拡大を図られるものでございます。

なお、今回、当申請地について利用権設定の解約届が提出されております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人はこれまでも当地区に居住している母親と2人で耕作を行っている経緯もあり耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は63アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、主に水稻を作付けされ、一部畑として大豆や小豆などの穀物を栽培されるとのことであり、今回の権

利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第19番

19番●●でございます。報告いたします。去る12月2日、譲受人と共に申請地を確認に行ってまいりました。譲受人は、他の市に住んでおられますが、実家の田畑の続きにあり、譲渡人に借りて既に畑として耕作されていた部分もありました。それも含めて実家が所有の土地の続きにあり田として耕作されるとのことです。譲受人の実家は、植林されている土地に囲まれており、日当たりもどんどん悪くなりつつあります。譲渡人は、近くに居住されておらず田としては作れないとのことで、田として作れなければ植林される可能性もあり、この度、譲り受けることになりました。他市に居住されてはおりますが、仕事を既に定年されており、実家には細目に帰省されて、農業は継続可能であるとのことです。よろしくご審議ください。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたし

事務局長

ます。

次に、2ページの4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、2筆の2,008平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、自宅から距離もあり、耕作経験もなく農業を承継する意思もなく譲り渡すとされ、譲受人は以前から申請地を耕作しており処分したい申し出があり、自己所有の農地の隣地なので譲り受けて農業を継続されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター、コンバイン等農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は362アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されることとであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第20番

20番●●です。調査報告をいたします。去る、11月30日に申請人と現地にて申請書に基づき調査をいたしました。申請地は、譲受人の農地に隣接しており、利便性も良く、14年、15年前より利用権にて耕作しており、今回の話がまとまった次第です。なお、譲受人は、認定農業者の手続き中でもあり土地改良区のほ場整備事業も担い手の一人として計画を進めております。従って、今後の営農については、何ら問題もなく今回の許可申請は、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に5番についてご説明いたします。申請地は、●●●地区の白地地区の大
字●●●●●字●●●●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の634平方メ
ートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、申請地は、飛び地で、交換する土地
は、自作農地に隣接しており、耕作するうえでも管理するうえでも便利であ
り農地を交換するため譲り渡すとされ、譲受人は、申請地が自作農地に隣接
しており、耕作するうえでも管理するうえでも便利のため農地の交換を申し

出て今回、営農活動に力を入れられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると思込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は143アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、飼料作物を作付けし、繁殖牛の餌として給与等が確保できるように生産されることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第21番

第21番●●です。第5番について、去る12月5日に申請人と現地で確認しましたので報告します。現地は田できちんと管理されておりました。本件は、譲受人と譲渡人が協議し、それぞれ作業がしやすいように隣接する農地を相互に交換するものでございます。譲受人は、牛20頭余りを飼育する繁殖農家であり、並行して水稲もされておりました。今回の農地の交換により、効

率化が図られ、営農活動の充実につながるように推察されます。なお、取得される農地では、飼料作物を作付けされるとのことでした。特に問題ないと思われま。以上、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、6番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に6番についてご説明いたします。申請地は、●●●地区の白地地区の大字●●●●●字●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の1,421平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、先程の5番で双方の農地を交換するということで説明いたしましたように関連がありまして、譲渡人は、申請地が、自作農地に隣接しており、耕作するうえでも管理するうえ、また、便利であり農地の交換を申し出て譲り渡すとされ、譲受人は、申請地が自作農地に隣接しているため、譲渡人から申し出があったので交換に応じることで、効率化が図られ営農活動に力を入れられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを

効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は88アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されるということであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第21番

第21番●●です。第6番について、去る、12月5日に申請人と現地で確認しましたので報告します。現地は、田できちんと管理されておりました。本件は、先程、第5番で報告しましたように、譲受人と譲渡人が協議し、それぞれ作業がしやすいように隣接する農地を相互に交換するものです。譲受人は、夫婦で水稻と野菜づくりをされておられます。今回の農地の交換により、効率化が図られ、営農活動の充実につながるように思われます。なお、取得される農地では水稻を作付けされるということでした。以上、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、7番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に7番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の●●●●●●●●●●区域の大字●●字●●●●●●●●●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の1,956平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢で県外に在住しており耕作ができないため譲り渡すとされ、譲受人は、自己所有の農地に隣接しているため今回、贈与により譲り受けて経営規模の拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、コンバイン、田植機等農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思われまします。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は55アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

第6番●●です。第7番について、去る、11月29日、申請人と立会いをいたしましたので報告いたします。譲渡人とは電話で確認しました。譲渡人は遠隔地に居住しており、譲渡人の母も高齢で管理が出来なくなり、去年で水稻の作付けをやめられました。農業後継者もないことから申請地に近い譲受人に譲り渡すことにされました。譲受人は、自宅に隣接して田を所有しており、申請地も近いことから今回譲り受け水稻を作付けすることとあります。現地は、除草管理がされており作付けができる状態でした。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の7番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号7番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、7番は許可と決定いたします。

続きまして、8番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に8番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、2筆の4,526平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、利用権設定して申請地を貸していたが、借り手から更新しない旨の連絡を受けたので隣地耕作者に譲り渡すとされ、譲受人は、隣地所有者から申し出があり自己所有の農地に隣接しているので今回、買受けて経営規模の拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は1,226アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるほか、一部野菜の栽培を予定されているとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第31番

第31番●●です。今回の議案の説明をいたします。譲渡人のご主人は病気で早く亡くなられて、耕作できなくなり、農地を多く所有されていたので、利用権設定され預けられている状況です。申請地は、自宅から約1キロメートル離れており、今まで他の借り手が耕作していましたが、今回より耕作しないという事になったため、譲受人と話がまとまったという事です。譲受人には、11.8ヘクタールを耕作されており、また、ライスセンターもされている方です。譲受人は非常に若くて、2、3年前に親から経営移譲されて農業をされています。農業者年金にもその時夫婦で加入されています。このように農業に一生懸命頑張っておられ意欲もありますので応援したいと思います。急ぐ訳でもないですが、それと5月に田植時期に入るので、今まで保全管理していて3枚に分かれていた田であったため、今後、機械を入れて畔をなくしてまち直し等も行いと考えておられる利状況です。特に、問題ないと思われます。以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の8番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号8番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、8番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお開きください。議案第41号「農地法第4条の規定

による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、市内に居住する無職の方です。申請地は、周囲を山林に囲まれ草刈りなどをして保全に努めてきたが、同じ市内とはいえ離れた場所に住んでおり、高齢にもなってきたので、今後は、桧400本植林をするために許可申請が提出されたものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から東に5.2キロメートル、市道●●●●●線の北と西に位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●4573番、地目は田、地積は380平方メートル、同じく大字●●字●●4638番、地目は田、地積は809平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図で近接に2筆になっております。次に、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

こちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたしません。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、これまで通り自然流下により水路へ排出されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、開発行為でない旨の届出が11月9日付けで提出され受理されています。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

15番の●●です。11月30日に申請人と現地で会い調査をしましたので報告します。申請地は、●●総合支所から東に約5キロメートル程度行った●●市●町と隣接している●●というところでは、昭和30年代までは戸数が60戸くらいあり、人口も300人位いたそうですが、現在は2戸のみとなっており田や畑は殆どが耕作放棄地となっているような状況です。そのような中、申請地は梅の木、茶の木が植えられて下刈りもされてよく管理されていました。しかし、高齢になり将来草刈り等の管理もできなくなりそうなので梅の木に代えて桧を植林して荒廃を防ぎたいとのことでした。周囲も山林化しており、また、隣接の土地所有者にも了解を得ておられ何ら問題ないと思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきましては、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第16番

私もこのような申請地を担当地域でもっています。今回のケースは、別にして農業振興地域に入っていれば植林の場合、許可の手続きは簡単にできるのですか。

議長

以前から話していますように農業振興整地域の整備計画の変更を行わなければなりません。手続きについては、まず農林課の方をお願いします。そうして、農業委員さんにも相談しながら進めるようになると思います。

第16番

実際、20年以上経っていないと農業振興地域からの除外が難しい。そのあたりはどうかのですかね。

議長

現況によって農林課も判断されると思います。各農業委員さんも現地を確認され判断され、それにより農業振興地域整備計画の見直しをされると思います。確かに除外は難しいと思っています。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号を議題とします。

なお、1番と2番につきましては、譲受人が同一、申請地も同一箇所、事業内容も同一であり関連しておりますので、一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の4ページをお開きください。議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案2件でございます。

議長からありましたようにこの1番と2番につきまして、譲渡人は異なっていますが、同一事業で同一箇所であり、譲受人が同じであるため一括してご説明いたします。

申請人は、●●市に事務所のある機械製造業を営む法人です。既に設置している太陽光発電施設の付近に売電事業の事業拡大を図るため、申請地を購入し、発電出力450.0キロワットの太陽光パネル2,911.65平方メートルを設置するものです。

申請地は、日照や送電線網設備などの条件も良いことから、太陽光発電施設の設置に適した場所であり、また、1番の譲渡人は居住地から遠いこと、高齢となり農業後継者もいないため、2番の譲渡人は、高齢となり農業後継者もいないため、双方が利用方法を考えていたということで、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●支所から南南東に約1.5キロメートルのところに位置しており、●●市と●●市との市境付近の場所となっております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、1番が大字●●●●●字●●1093番、地目は田、地積は961平方メートル、1094番2、地目は田、地積は1,553平方メートル、1094番3、地目は田、地積は908平方メートル、1095番2、地目は田、地積は216平方メートル、2番が、大字●●●●●字●●1094番1、地目は田、地積は661平方メートル、1095番1、地目は田、地積は1,016平方メートル、1095番3、地目は田、地積は180平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

次に、こちらが分間図でございます。水路と道路に挟まれた土地です。

続きまして、土地利用計画図及び太陽光パネルの平面図、立面図でござい

ます。図面右側の三角地のところについては、今回の申請の対象地ではありませんが、事業については一緒に実施されるということです。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。現在、耕作されていない状況です。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたしません。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既に、経済産業省の太陽光発電設備に係る認定済みであり、中国電力との系統連結に係る接続契約済みです。

また、法定外公共物加工許可申請書を平成27年11月17日付で提出、受理されています。

なお、開発行為でない旨の届出を平成27年11月18日付けで提出し受理されています。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第21番

第21番●●です。第1番と第2番について一括してご報告いたします。去る、12月5日に申請人と現地で確認しました。なお、2番の譲渡人とは高齢であることから電話で確認しました。内容につきましては、今、事務局から説明があったとおりです。本件は、太陽光発電を行うものです。既に譲受人は近辺で太陽光発電を展開されており、土地の取得により経営の安定を図るとのことでした。現地は、雑草等が繁茂している状況でした。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書等が提出されており、調査項目に従い調査しました。特に問題ないかと思われま。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番と2番の案件につきまして一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成27年12月8日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の、別紙1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましては、農林課の●●主査さんが来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、●● 主査さん、お願いいたします。

農林課

農林課の●●です。平素より、農林行政につきまして格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。本日は、10月までに受け付けました農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただきました。ご審議、ご決定をいただきまして、1月1日の公告となります。市内の北部地域、西部地域の2地区におきまして、6件の案件と農地中間管理事業に係る案件が5筆ございます。これらの利用権の設定につきまして、ご審議、ご決定をよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第60号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第60号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第60号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第60号を終わります。

続きまして、報告第61号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。報告第61号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決に

より書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第61号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第61号を終わります。

続きまして、報告第62号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第62号「農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について」を、ご説明いたします。

平成27年5月28日付で受理し、平成27年7月10日の第7回総会において報告しました「農地法第5条の規定による農地転用届出」1件につきまして、取消の届出がございました。内容は、記載のとおりで、添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第62号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第62号を終わります。

続きまして、報告第63号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページから14ページをお願いいたします。報告第63号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は12件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地であ

る旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第63号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第63号を終わります。

続きまして、報告第64号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の15ページをお願いいたします。報告第64号「農地法第18条の規定による通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第64号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第64号を終わります。

続きまして、報告第65号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の16ページをお願いいたします。報告第65号「農業生産法人報

告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第65号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第65号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第12回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午後16時40分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年12月8日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 江波一男

委 員 白石純治